

給水契約の定型約款について

伊賀市においては、水道供給契約の条件等を定めた「伊賀市水道事業給水条例」及び「伊賀市水道事業給水条例施行規則」が定型約款に当たるものです。

伊賀市水道事業給水条例(抜粋)

(給水契約の申込み)

第21条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、正当な理由があるときは、前項の申込みを拒むことができる。

(水道使用者等の管理上の責任)

第28条 水道使用者等は、善良な管理人の注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水の停止)

第43条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対しその理由の継続する間給水を停止することができる。

(1) 給水を濫用し、又はこれを販売若しくは用途外に使用したとき。

(2) 量水器の作用を妨害し、又は不正の行為により、料金を免れようとしたとき。

(3) 所定の手続を経ないで水道使用を開始し、中止し、又は給水装置の築造、撤去、加工、変更をしたとき。

(4) みだりに消火栓、止水栓、制水弁等を開栓したとき。

(5) 水道の使用者が、第10条の工事費、第28条第2項の修繕費、第31条の料金、又は第39条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(6) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第32条の使用水量の計量、又は第41条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。

(7) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(8) 水道使用者等が給水装置の管理をしないとき。

(9) その他この条例又はこの条例に基づく規則、規程等に違反したとき。

【お問い合わせ先】

伊賀市上下水道お客様センター

〒518-0131

伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4(伊賀市上下水道部内)

営業時間 平日午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

TEL 0595-24-0013

FAX 0595-24-0007

○水道・下水道の開始・中止・検針・料金等のお問い合わせの際は、「お客様番号」をお知らせください。

「お客様番号」は、「水道使用量等のお知らせ(検針票)」や納入通知書に記載しています。

○水道のご使用を中止(閉栓)している場合も、量水器維持管理のため検針を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

<上下水道お客様センターはここにあります>

